

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勤続地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミャンマー	洪水被災学校再建計画のための 贈与に関する日本国政府とミヤ ンマー連邦共和国政府との間の 交換公文	洪水被災学校再建計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	1,200,000千円 -----	H28.2.17 ネービー ドーで (同日)	日本側 樋口建史在ミヤ ンマー大使側 レイ・レイ ・ライン国家計画・経済 開発副大臣	H28.3.2 55号
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミヤン マー連邦共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	594,000千円 H34.12.31まで	H28.6.2 ネービー ドーで (同日)	日本側 樋口建史在ミヤ ンマー大使側 トウン・ト ウン・ナイン計画・財務 省事務次官	H28.6.15 208号
ミャンマー	口蹄疫対策改善計画のための贈 与に関する日本国政府とミヤン マー連邦共和国政府との間の交換 公文	口蹄疫対策改善計画を実施するために必要な生産物及 び役務の購入	1,417,000千円 H33.1.31まで	H28.6.2 ネービー ドーで (同日)	日本側 大使 樋口建史在ミヤ ンマー大使側 トウン・ト ウン・ナイン計画・財務 省事務次官	H28.7.5 275号
ミャンマー	ミヤンマー連邦共和国政府に対 する贈与に関する日本国政府との 間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な 政府の開発係当局で合意する生産物及び役務の購入	945,000千円 -----	H28.6.2 ネービー ドーで (同日)	日本側 樋口建史在ミヤ ンマー大使側 トウン・ト ウン・ナイン計画・財務 省事務次官	H28.7.5 276号
ミャンマー	ミヤンマー連邦共和国政府に対 する贈与に関する日本国政府との 間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な 政府の開発係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	H28.9.12 ネービー ドーで (同日)	日本側 樋口建史在ミヤ ンマー大使側 トウン・ト ウン・ナイン計画・財務 省副大臣	H28.9.26 362号
ミャンマー	マダラエイ総合病院整備計画の ための贈与に関する日本国政府 とミヤンマー連邦共和国政府と の間の交換公文	マダラエイ総合病院整備計画を実施するために必要な 生産物及び役務の購入	2,281,000千円 H34.11.30まで	H28.12.7 ネービー ドーで (同日)	日本側 樋口建史在ミヤ ンマー大使側 トウン・ト ウン・ナイン計画・財務 省副大臣	H28.12.20 480号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミャンマー	ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,000,000千円 -----	H28.12.7 ネービー ドーで (同日)	日本側 樋口建史在ミャン マー大使 ミャンマー側 マウン・マ ウン・カイイン計画・財務 省副大臣	H28.12.20 481号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。